

催 告 書

2009年11月9日

〒577-0807

大阪府東大阪市菱屋西6-2-11

株式会社ベルコ 大阪支社消費者相談室 御中

〒650-0027

神戸市中央区中町通2丁目1番18号

日本生命神戸駅前ビル5階

TEL 078-362-1750

FAX 078-362-1760

弁護士法人ひょうごパブリック法律事務所

催告人

弁護士 高 木 甫

同 戸 谷 嘉 秀

同 金 子 敬 之

同 内 海 絵 里

同 山 口 真 司

同 元 山 陽 平

記

小職らは、催告人 ■■■■■ の代理人として本書を呈します。

催告人は、貴社互助会に、二口（会員番号0306-01443648と同0306-01445056）加入している会員です。なお、二口いずれも平成11年に加入していますが、当初催告人名義が1口、催告人の兄名義が1口でしたが、兄名義の分は平成15年に催告人名義に変更しています。

ところで催告人は、平成11年の加入時に、セールス担当者から入会のしおりを示

され契約内容の概要の説明を受けました。貴社の互助会に加入するといざという時に大変助かること、葬儀費用は積み立てた掛金（会費）で概ね賄え、多少費用の上乗せがある程度で済むこと、葬儀会館が使用できること、辞めることもでき、その際は数千円の解約手数料が必要であることなどを聞かされただけでした。今回の解約申し込みの際、契約約款というものがあることを知りましたが、契約約款の交付を受けての内容説明は受けていません。

催告人は、いずれの加入口についても会費を平成15年12月ころまでに全額支払を済ませました。

ところで、催告人は、平成18年4月に祖母が死亡した際、当時催告人は■■■■に居住していたことから貴社の玉造の会館に架電し、家族葬による葬儀をお願いしました。すると玉造の会館担当者は、10人以下の家族葬では地下の控室を利用してもらうことになること、掛金2口60万円の他に、食事代とお寺さんへのお布施、さらに葬儀費用として80万円以上が必要になるという説明を受けました。催告人は、契約時の説明とあまりに隔たった説明に驚き、あまりに高額であったため貴社での葬儀を断念せざるを得ませんでした。

その後、本年8月ころ、催告人は、今後貴社を利用することもないと思って、貴社に解約を申し入れたところ、貴社から同月20日付会員証状況明細書が送付されてきました。催告人は、その明細書の内容を見て、再び驚かされました。

二口の会員契約を解約した場合、それぞれ3万2450円もの解約手数料が必要だということです。

会員一口当たり1割以上もの解約手数料が必要であるということは一度として説明を受けたことがなく、あまりの高額な解約手数料に解約を一旦は躊躇しました。

しかし、そもそも貴社のセールス担当者からこのような高額な解約手数料が必要であるという話は全く聞かされておらず、世間の常識に照らしてもこのような高額な手数料は暴利としか考えられず、納得できません。

契約時に約束したとおりの葬儀を営むことができずに失望させられた上に、解約をしようと思ったら貴社から高額な解約手数料を請求され、詐欺にあったような気持ちで一杯です。

催告人は、祖母の葬儀時に当初の約束とは違う貴社の対応によって、精神的な苦痛

を受けたわけですが、その損賠賠償請求は別途裁判によるとして、とりあえず解約払い戻し金60万円を催告人に対して、送金もしくは振り込みにて至急お支払いくださるよう催告します。その際、解約事務に伴う事務手数料（当初約束の数千元）程度を差し引かれることは止むを得ないと考えていますが、貴社がご主張される解約手数料（2口合計6万~~9~~⁴000円）を差し引くことがないようにしてください。

本書到達ご5日を経ても催告人にお支払いがないときは、しかるべき法的措置を取りますので悪しからずご承知ください。